

II 情報提供義務

2

貸金業者の取引履歴の開示義務

平成17・7・19最高裁第三小法廷判決、平成16年(受)第965号過払金等返還請求事件、破棄差戻し(後、和解)、民集59巻6号1783頁、本誌1227号32頁

角田美穂子

一橋大学准教授

The Financial and Business Law Precedents

I 事案の概要

Xは貸金業者Yとの間で、利息制限法の制限を超える利率の利息を支払う合意で10年以上、100回以上にわたる借入と弁済を繰り返してきた。Xから債務整理を委託された弁護士Aは、Yに受任通知をすると共に、全ての取引履歴の開示を何回も請求したが、Yはこれに応じなかったため、Xは、Yは貸金業者として法令または契約関係から生ずる取引履歴開示義務を信義則上負っているのに合理的な理由なしにこれに応じなかったことでXの債務整理が遅れ、精神的に不安定な立場に置かれたとして不法行為による慰謝料30万円を求め訴えを提起した。

一審(大阪地判平成15・10・9本誌1227号43頁)・原審(大阪高判平成16・3・4本誌1227号40頁)ともにXの主張を認めず請求を棄却。

II 判決要旨

「貸金業法の趣旨に加えて、一般に、債務者は、債務内容を正確に把握できない場合には、弁済計画を立てることが困難となったり、過払金があるのにその返還を請求できないばかりか、更に返済を求められてこれに応ずることを余儀なくされるなど、大きな不利益を被る可能性があるのに対して、貸金業者が保存している業務帳簿に基づいて債務内容を開示することは容易であり、貸金業者に特段の負担は生じないことにかんがみると、貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど、特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿(保存期間を経過して保存しているものを含む。)に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負う」。

III 分析と展開

1 本判決は、利息制限法上の上限利率に照らした引き直し計算によって過払金を算出していくにあたって重要な資料となる取引履歴を貸金業者が開示する義務があると明示した最高裁判決であり、過払金返還訴訟を遂行していくうえで必須の前提をなす。加えて、監督ルールである貸金業法の改正に影響を及ぼした点でも重要な意義を有する。

2 本判決は、「貸金業法の趣旨」と貸金業者・債務者間の利益考量から、特段の事情がない限り、信義則に基づき、貸金業者は貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として取引履歴開示義務を負うとしている。

(1) 「貸金業法の趣旨」は2つの理解を前提とする。①債務者が貸金業法所定の契約・弁済書面の一部を紛失して債務内容を正確に把握できなくなる事態は特に不注意な債務者でなくてもあり得、貸金業法はこれも想定して貸金業者に業務帳簿の作成・備付け義務を負わせているのだとの理解。そして、②約定利息が利息制限法上の制限利

率を超える利率でなされる限り、みなし弁済の成否をめぐる紛争が不可避であるとの認識である。

本判決以前には、訴訟になれば文書提出命令によって提出義務は免れないにしても、それまでは取引履歴を開示しない貸金業者が少なくなく、本件のYも一審の第一回口頭弁論期日直前になって取引履歴を開示している。紛争の発生の未然防止・迅速な解決を図るべきとの観点から、これを許さないとした本判決の持つ意義は大きい。

(2) 信義則に基づく付随義務という法律構成が採用されたのは、まず、取引履歴開示義務を典型的な金銭消費貸借の合意から導くことは難しく、主たる債務とはいいい難いとの判断があろう(注1)。その上で、信義則に基づく付随義務としての安全配慮義務の内容は、特別の社会的接触関係と「職種、地位及び……具体的状況等」に即して決定されるとした判例(最三判昭和50・2・25民集29巻2号143頁)に則り、金銭消費貸借契約であっても少なくとも貸金業法の適用を受ける限り、「貸金業法の趣旨」および利益考量を踏まえ、債務内容に疑義があれば貸金業者が業務帳簿に基づき取引履歴を開示してもらえとの期待は社会通念上も「正当な期待というべき」(注2)との判断がなされたものと理解できる。

注目すべきは、この義務の射程である。開示請求の目的が債務整理か過払金返還かによる区別を排し、長期間にわたる弁済・借入れ繰り返し等の取引形態、貸金業者の意図・動機も考慮せず、貸金業法の定める帳簿の保存期間経過による期間制限も斥け、「保存している業務帳簿に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負う」とした(注3)。逆に、貸金業法の適用のないカードローン契約には本判決および本判決を踏まえた貸金業法のルールは及ばない(東京高判平成20・7・8金法1865号56頁)。なお、本件当時3年であった貸金業法上の帳簿の保存期間は、本判決および債権の一般消滅時効が10年であることを踏まえ「最終弁済日から少なくとも10年」となっている(改正貸金業法施行規則17条)。

また、本判決を契機に平成18年貸金業法改正で債務者(完済者も含む)等の帳簿の閲覧・謄写請求権が導入されたこと(貸金業法19条の2)は、

付随義務論の観点からも興味深い。付随義務が損害賠償請求権の根拠となるだけでなく履行請求権を基礎づけ得るかについては、主に安全配慮義務をめぐって議論の蓄積があるが(注4)、貸金業法上の閲覧・謄写請求権は、債務者の履行請求権の内容を特定した意味を持つとはいえないか。

3 本判決は、Yの取引履歴開示義務違反によってXが被った精神的損害は、過払金返還請求が認められることによりてん補される関係にはないことを明らかにした。この損害賠償の性質については議論もあるが、精神的損害の内実は判旨「大きな不利益を被る可能性」に集約されており、法的には、適時に開示を受ける期待権の侵害と捉えることができる(注5)。

(1) 慰籍料の金額は個別事案によって判断されるが、一般論としては、開示を求めた目的、経緯、開示が遅れたことにより被った精神的苦痛の程度、場合によっては過払金の金額等が考慮される(注6)。本判決以降の下級審裁判例としては、東京高判平成19・1・12金法1805号48頁、京都地判平成19・4・12(裁判所ホームページ)がある。

(2) 裁判実務上は、貸金業者による帳簿廃棄の主張、一部不開示をいかに取り扱うかが焦点となっており、文書提出命令の運用、過払金の推計計算などの事実認定においても工夫がなされている(注7)。

(注1) 須藤典明「過払金返還請求訴訟における取引履歴の不開示と損害賠償」判タ1306号16頁以下(2009年)、潮見佳男「本件判批」NBL822号17頁(2005年)。

(注2) 福田剛久「本件判解」平成17年度最判解〔民事篇〕(下)479頁。

(注3) 福田・前掲(注2)480頁、潮見・前掲(注1)16頁。

(注4) 中田裕康『債権総論』114頁(岩波書店・2008年)参照。

(注5) 須藤・前掲(注1)23頁以下、千葉恵美子「貸金業取引をめぐる新判例の意義と今後の立法的課題」みんけん588号15頁(2006年)。

(注6) 山下寛ほか「過払金返還請求訴訟をめぐる諸問題(下)」判タ1209号20頁(2006年)。

(注7) 須藤・前掲(注1)24頁以下、山浦善樹ほか「証拠・データ収集の方法と事実認定」判タ1248号31頁(2007年)。